

⑲事務職員雇上費加算<sup>(※1)</sup> . . . 事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて事務職員を配置するための経費を加算 (⇒参考資料3 P 8 7 参照)

⑳冷暖房費加算(仮称) . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和2 4 年法律第2 0 0 号)第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域

そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域

㉑除雪費加算 . . . 豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

㉒降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

㉓入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて高齢者等を配置するための経費を3 月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 7 3 参照)

㉔施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)

㉕小学校接続加算(仮称) . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 5 参照)

㉖栄養管理加算(仮称) . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 4 3 参照)

㉗第三者評価受審加算(仮称) . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3 月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・保育士

(配置基準)

乳 児 3 : 1

1、2歳児 6 : 1

3 歳 児 20 : 1

4 歳以上児 30 : 1

\* 質の改善事項における配置基準の改善（15 : 1）については、実施している場合の加算として実施

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配

・調 理 員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事 務 職 員 1人（非常勤）

認定こども園  
(教育標準時間認定(1号))



## (各項目の説明：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒参考資料3 P 3 6 参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

⑤**基本分単価**<sup>(注)</sup>・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP 1 8 参照）

※ 質の改善事項における**事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。**

⑥**処遇改善等加算（仮称）**<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑦**副園長・教頭設置加算**<sup>(\*1)</sup>・・・副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額。1号と2・3号で費用を等分）を加算（⇒参考資料3 P 4 5、3 6 参照）

⑧**学級編制加配加算**<sup>(\*1)</sup>・・・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用（1号と2・3号で費用を等分）を加算（⇒参考資料3 P 4 5、3 6 参照）

⑨**3歳児配置改善加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

⑩・⑩' **満3歳児対応教諭配置加算（仮称）**<sup>(\*1)</sup>・・・満3歳児を担当する保育教諭等を配置する（6：1）場合に必要の人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児（1号子ども）をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児（1号子ども）にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑨「3歳児配置改善加算（仮称）」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

⑪チーム保育加配加算（仮称）<sup>(\*1)</sup>・・・チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算  
 (⇒参考資料3 P 4 5 参照)

※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額（3人を上限として加算）

⑫通園送迎加算<sup>(\*1)</sup>・・・通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（業務委託費を含む）を加算  
 (⇒参考資料3 P 1 1 4 参照)

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑬給食実施加算<sup>(\*1)</sup>・・・給食を実施する施設に、調理員の人件費等（業務委託費を含む）を加算 (⇒参考資料3 P 5 9、3 6 参照)

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑭外部監査費加算・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3 P 6 9、3 6 参照)

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑮減価償却費加算（仮称）・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯賃借料加算（仮称）・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算  
 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑰年齢別配置基準を下回る場合・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑱主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等  
 ・・・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑲定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒参考資料3P76参照)

※ 例えば、入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整(具体的な調整方法は今後整理)

⑳療育支援加算(仮称)<sup>(\*1)</sup>・・・障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算(⇒参考資料3P61、36参照)

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設の2区分に応じて加算

㉑事務職員雇上費加算<sup>(\*1)</sup>・・・認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が91人以上の場合に事務職員(非常勤)を加配するための経費を加算(⇒参考資料3P87参照)

㉒冷暖房費加算(仮称)・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算(⇒参考資料3P74参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉓学校関係者評価加算・・・学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P68、36参照)

㉔除雪費加算・・・豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P74参照)

㉕降灰除去費加算・・・降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P74、36参照)

㉖施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P73、36参照)

㉗小学校接続加算(仮称)・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P65、36参照)

㉘第三者評価受審加算(仮称)・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P68、36参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(\*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(\*2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 <sup>(※)</sup> ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、（減価償却費 <sup>(※)</sup> ） <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費 <sup>(※)</sup> 、苦情解決対策費 <sup>(※)</sup> 、 <b>子育て支援活動費<sup>(※)</sup></b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

・園長<sup>(※)</sup> 1人

・保育教諭  
 (配置基準)

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定<sup>(※)</sup>し、**主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配<sup>(※)</sup>**

・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）

・事務職員 1人<sup>(※)</sup> \*このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上）

\*質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分**を基本分として追加<sup>(※)</sup>

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

\*1 質の改善事項における減価償却費、賃借料への対応については、基本分では減価償却費は対象から外し、**施設整備費補助**を受けない場合の加算として実施

認定こども園  
(保育認定(2号・3号))

【認定こども園（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）																																			
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		加算部分1（続く）		加算部分1（続く）		加算部分1（続く）																													
				保育標準時間認定 基本分単価 (注1) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注1) ⑥	保育標準時間認定 ⑦ (注1)	保育短時間認定 ⑦ (注1)	副園長・ 教頭設置 加算 ⑧	処遇改善 等加算 (仮称) ⑧	学級編制 加配加算 (仮称) ⑨	処遇改善 等加算 (仮称) ⑨	3歳児配 置改善加 算(仮称) ⑩	処遇改善等加算 (仮称) ⑩																										
○/100 地域	○人 から ○人 まで	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率																	
			3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率																○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率													
		1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率																				○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率										
	乳児	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																	○円 (○円) × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率				+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率
			3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																	○円 (○円) × 加算率																
		1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率																○円 × 加算率				○円 × 加算率	○円 × 加算率											
乳児	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率		+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率																			
		3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率															○円 × 加算率	○円 × 加算率							○円 × 加算率										
	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率																○円 × 加算率				○円 × 加算率												
乳児	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																○円 (○円) × 加算率	+		○円 +	○円 × 加算率	+		○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率			
		3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																○円 (○円) × 加算率																○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率
	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率														○円 × 加算率		○円 × 加算率																
乳児	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率			○円 (○円) × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+							○円 × 加算率												
		3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率			○円 (○円) × 加算率																													○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率
	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率													○円 × 加算率																		
乳児	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																	○円 (○円) × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+		○円 +	○円 × 加算率	+	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率			
		3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率																	○円 (○円) × 加算率															○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率
	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率													○円 × 加算率																		

加算部分1（続き）						調整部分					
休日保育加算 ⑪	処遇改善等加算 (仮称) ⑪	夜間保育加算 ⑫ (注)	処遇改善 等加算(仮 称) ⑫	外部監査費加算 ⑬ (※2)	減価償却費加 算(仮称) ⑭	賃借料加算 (仮称) ⑮	1号認定子ど もの利用定員 を設定しない 場合 ⑯	分園の場合 ⑰	常態的に土曜 日に閉所する 場合 ⑱	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合等 ⑲	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑳
休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ○人～○人 ○円 ○人～○人 ○円 ⋮	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ○人～○人 ○円 × 加算率 ○人～○人 ○円 × 加算率 ⋮	各月初日 の利用子ど も数	○円 ○円 × 加算率 ○円 ○円 × 加算率	認定こども園全 体の利用定員 ○人～○人 ○円 ※3月分の単価に 加算	○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮ ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮ ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円 + ○円 × 加算 率 ○円 + ○円 × 加算 率	(6+7) × ○/100	(6+7) + (10+12) × ○/100	(6+7) × ○/100	(6~18) × ○/100

療育支援加算(仮称) (注2) ⑳	A	基本額 ( ○円 + 処遇改善等加算(仮称) ○円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 ( ○円 + 処遇改善等加算(仮称) ○円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算(仮称) ㉑	1 級 地 ○円 2 級 地 ○円 3 級 地 ○円	4 級 地 ○円 その他地域 ○円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
学校関係者評価加算(注2) ㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算 ㉓	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2) ㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算 ㉕	400時間以上 800時間未満	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上1200時間未満	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	
	1200時間以上	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算(注2) ㉖	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(仮称) (注2) ㉗	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算(仮称) ㉘	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(仮称) (注2) ㉙	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)  
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(㉓外部監査加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

## (各項目の説明：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ……施設の利用定員に応じて18区分設定（⇒参考資料3 P 3 6 参照）

～10人	11～20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 ……認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

④年齢区分 ……子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

⑤保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 1 8 参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup> ……①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP 2 4 参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）<sup>(注)</sup> ……職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑧副園長・教頭設置加算<sup>(注2)(\*1)</sup> ……副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額。1号と2・3号で費用を等分）を加算（⇒参考資料3 P 4 5、3 6 参照）

⑨学級編制加配加算<sup>(注2)(\*1)</sup> ……全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用（1号と2・3号で費用を等分）を加算（⇒参考資料3 P 4 5、3 6 参照）

⑩3歳児配置改善加算（仮称）<sup>(注)(\*1)</sup> ……3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 3 参照）

⑪休日保育加算<sup>(\*1)</sup> ……休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒参考資料3 P 7 3 参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算<sup>(注)(\*1)</sup> ……夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒参考資料3 P 7 3 参照）

⑬外部監査加算<sup>(注2)</sup> . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 9、3 6 参照)

※ 認定こども園全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定

⑭減価償却費加算(仮称) . . . 施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮賃借料加算(仮称) . . . 賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 . . . 1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整  
(⇒参考資料3 P 3 6 参照)

※ ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)

⑰分園の場合 . . . 分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整  
\* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。  
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑱常態的に土曜日に閉所する場合 . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑲主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等 . . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑳定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒参考資料3P76参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

㉑療育支援加算(仮称)<sup>(注2)(\*1)</sup> . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算 (⇒参考資料3P61、36参照)

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

㉒冷暖房費加算(仮称) . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算 (⇒参考資料3P74参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉓学校関係者評価加算<sup>(注2)</sup> . . . 学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P68、36参照)

㉔除雪費加算 . . . 豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P74参照)

㉕降灰除去費加算<sup>(注2)</sup> . . . 降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P74、36参照)

㉖入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(\*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P73参照)

㉗施設機能強化推進費加算<sup>(注2)</sup> . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P73、36参照)

㉘小学校接続加算(仮称)<sup>(注2)</sup> . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P65、36参照)

㉙栄養管理加算(仮称) . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P43、36参照)

㉚第三者評価受審加算(仮称) . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P68、36参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整)

(\*1) それぞれの費用について、㉑の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、 <u>子育て支援活動費</u> （※）
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・園長（※） 1人

・保育教諭  
(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

\* 質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定（※）し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配（※）

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事務職員 1人（※） \* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加（※）

（1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）\*）

\* 現行の保育所の事務職員（非常勤5日分（3日+2日（加算）））に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

# 家庭的保育事業 (保育認定(3号))

# 【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）			
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 （仮称） ⑤	資格保有者加算 （仮称） ⑥	処遇改善等加算 （仮称） ⑦	家庭的保育補助者加算 ⑧
○/100 地域	3号	保育標準時間認定	○円	○円 × 加算率	○円	○円	利用子どもが4人以上の場合 ○円
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 ○円

加算部分1（続き）			調整部分		
障害児保育加算 （仮称） ⑨	減価償却費加算 （仮称） ⑩	賃借料加算 （仮称） ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
○円 × 加算率 × 障害児数	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円	(4+5+8) × ○/100	⑧ × ○/100
				(4+5+8) × ○/100	⑧ × ○/100

➡  
(続き)

加算部分2	冷暖房費加算（仮称） ⑮	1級地 ○円 2級地 ○円 3級地 ○円	4級地 ○円 その他地域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑯	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ⑰	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算（仮称） ⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算（仮称） ⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

## (各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

③保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 1 8 参照）

④基本分単価・・・①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP 2 9 参照）

⑤処遇改善等加算（仮称）・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑥資格保有者加算（仮称）<sup>(\*1)</sup>・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算  
（⇒参考資料3 P 8 8 参照）

⑦家庭的保育補助者加算<sup>(\*1)</sup>・・・家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算（⇒参考資料3 P 9 5 参照）

※ 利用子どもが3人以下の場合の加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧家庭的保育支援加算・・・家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に  
必要な経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間  
認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。  
（保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。 また、研修代替要員費を追加。）

⑨障害児保育加算（仮称）<sup>(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を  
加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒参考資料3 P 6 1 参照）

⑩減価償却費加算（仮称）・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(\*)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算  
（⇒参考資料3 P 6 7 参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算（仮称）・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合・・・常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整  
 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑮冷暖房費加算（仮称）・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

※ 地域の区分（5区分）

1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域  
 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域

⑯除雪費加算・・・豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を 3 月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

⑰降灰除去費加算・・・降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を 3 月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

⑱施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災  
 対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を 3 月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3 P 7 3 参照)

⑲栄養管理加算（仮称）・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を 3 月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3 P 4 3 参照)

⑳第三者評価受審加算（仮称）・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を 3 月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 6 8 参照)

(※ 1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※ 2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に  
 費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <b>連携施設経費</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・家庭的保育者

(配置基準)

0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を配置する場合5：2（加算で対応））

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） \*利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

# 小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))

【小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		加算部分1（続く）		管理者設置加算 （仮称） ⑧	処遇改善等加算 （仮称） ⑨		
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	（注）	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	（注）				
○/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	○円（○円）	○円（○円）	○円（○円）×加算率	○円（○円）×加算率	○円	○円 ×加算率	○円（○円）	○円（○円）×加算率
			乳児	○円	○円	○円 ×加算率	○円 ×加算率			○円	○円 ×加算率
	13人から 19人まで		1、2歳児	○円（○円）	○円（○円）	○円（○円）×加算率	○円（○円）×加算率	○円	○円 ×加算率	○円（○円）	○円（○円）×加算率
			乳児	○円	○円	○円 ×加算率	○円 ×加算率			○円	○円 ×加算率

加算部分1（続き）					調整部分							
障害児保育 加算（仮称） ⑩	処遇改善等加算 （仮称） （注）	休日保育加算 ⑪	処遇改善等加算 （仮称） （注）	夜間保育加算 ⑫	処遇改善等加算 （仮称） （注）	減価償却費加算 （仮称） ⑬	賃借料加算 （仮称） ⑭	連携施設を 設定しない 場合 ⑮	食事の提供に ついて自園調理 又は連携施設 等からの搬入以 外の方法による 場合 ⑯	常態的に土曜 日に閉所する 場合 ⑰	定員を恒常 的に超過する 場合 ⑱	
○円（○円）	○円（○円）×加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人～○人 ○円 ○人～○人 ○円 ○円	休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人～○人 ○円×加算率 ○人～○人 ○円×加算率	各月初日の利用子ども数 ○円	○円（○円）	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円	○円	(6+7+12) × ○/100	(6+7+10+12) × ○/100	(6+7+10+12) × ○/100	(6~17) × ○/100

加算部分2	冷暖房費加算（仮称） ⑲	1級地 ○円 2級地 ○円 3級地 ○円	4級地 ○円 その他地域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑳	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉑	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算（仮称） ㉓	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算（仮称） ㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

## (各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（⇒参考資料3P36参照）

6～12人	13～19人
-------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒参考資料3P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）（⇒参考資料3P16参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3P18参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3P51参照）

⑧管理者設置加算（仮称）<sup>(\*1)</sup>・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒参考資料3P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨保育士比率向上加算（仮称）<sup>(注)(\*1)</sup>・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）  
（⇒参考資料3P88参照）

⑩障害児保育加算（仮称）<sup>(注)(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒参考資料3P61参照）

⑪休日保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒参考資料3P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒参考資料3P73参照）

⑬減価償却費加算（仮称）・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算  
 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭賃借料加算（仮称）・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
 (⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑯食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑲冷暖房費加算（仮称）・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域：1級地から4級地以外の地域

- ⑳除雪費加算・・・豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
（⇒参考資料3P74参照）
- ㉑降灰除去費加算・・・降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
（⇒参考資料3P74参照）
- ㉒施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災  
対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
（⇒参考資料3P73参照）
- ㉓栄養管理加算（仮称）・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
（⇒参考資料3P43参照）
- ㉔第三者評価受審加算（仮称）・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒参考資料3P68参照）

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（\*1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（\*2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に  
費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <u>連携施設経費</u>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1/2

(配置基準)

乳 児	3 : 1	} <u>+1人</u>
1、2歳児	6 : 1	

・保育従事者（保育士）のうち1人は主任として費用を算定

・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）

・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。

# 小規模保育事業 C 型 (保育認定(3号))

